

No.	項目	該当箇所	ご質問	回答
1	要綱	第2章1 (7)	応札以降、落札確定前に入札を辞退した場合、ペナルティ料金等は発生するか。	ペナルティ料金等は発生いたしませんが、募集要綱の規定にもとづき、入札辞退書をご提出いただきますようお願いいたします。
2	要綱	第2章1 (9)、(10)	当社および当社と関連する子会社がそれぞれ本公募に入札することを検討している。この場合、当社および関連する子会社が各社の案件として入札を行うことは問題ないか。	関連する複数の会社が個別に入札することは否定しておりませんが、その場合は入札書（様式1）の「16資本関係または人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いします。 詳細は募集要綱第2章1 (10)をご確認ください。
3	要綱	第5章1 (2)	「提供期間のうち土曜日、日曜日、祝日を除き、各日 9 時から20時までといたします。」とあるが、提供時間を超過するひっ迫が発生した場合においては供給力を提供しないことが許容されるのか。	提供期間の平日時間以外の時間においても市場供出指示・発動指令に可能な限り応じていただきますが、仮に応じられない場合があっても契約や要件に反することとはなりません。
4	要綱	第5章1 (3) 口	落札者決定プロセスにおいて、追加性が確認できれば、落札者としては追加性が確認されたという認識でよいか。（後から計画上追加性がなかったのではと落札者のみが追求される可能性はあるか。）	追加性を確保できる蓋然性が高いと判断される入札案件の中から落札者を決定いたしますが、落札後でも追加で資料提出や追加性に関する説明を求める可能性がございます。
5	要綱	第5章1 (5) イ	同一地点のネガワットとポジワットを組み合わせた応札は可能か。	kW公募において、同一地点のネガワットとポジワットを組み合わせた応札を否定はしておりませんが、 ・当社からの指示に応じ、卸電力取引市場への売り入札を行っていただくことが可能であること、 ・募集要綱第5章1 (3) 口に定める「2025年度供給計画（本要綱にもとづく応札時点および契約時点の最新のもの）の提供期間において、いずれの事業者の供給力（一般送配電事業者が活用する調整力を含む）にも計上されていないこと」 を含めた運用要件をネガワット・ポジワットいずれにおいても満たしていることが必要です。 (特にポジワットについて、既存の発電量調整供給契約の同時最大受電電力に余力を残していることは、追加性があることを意味するものではないことに注意が必要です。)
6	要綱	第5章2 (1) 口（口）	「（市場への供出等の義務）にもとづき卸電力取引市場へ売り入札を行った場合は、約定をもって当社からの指令があったものとみなします」とあるが、約定しなかった場合や部分約定の場合はどのような精算になるのか。	契約電力のうち、約定した分については利益相当を当社に還元いただきます。未約定部分における発動分については調整力として扱い、あらかじめ提示していただく申出単価にもとづく従量料金をお支払いすることとなります。
7	要綱	第5章2 (1) ホ	「定期点検、補修作業時期調整」について、「追加供給力の提供時間」の定義から、土・日・祝日、平日の9時～20時以外の作業停止は可能か。	提供時間における追加供給力供出に支障を及ぼさない限りにおいて、提供時間以外の時間における作業停止は可能です。
8	要綱	第5章2 (1) ト	東京電力PGから市場への供出指示を発出するにあたり、発動基準はどのように考えるのか。	第15回制度設計・監視専門会合において、発動基準は、「前々日夕方、前日夕方又は当日朝の段階で、広域予備率 5% を下回ることが見込まれるときに発動指令を行う。」と整理されており、原則として、広域予備率5%を下回る（の見込み）の場合にのみ市場供出義務を伴う指示を行うこととなります。
9	要綱	第5章2 (1) ト	東京電力PGから市場への供出指示について、継続時間、出力はどのように指令されるのか。	運用（指示連絡方法等含む）の詳細については、落札者（契約者）さまと協議させていただきます。 なお仮に余力活用に関する契約をあわせて締結する場合は、余力活用に関する契約の運用も踏まえた指示方法等を協議させていただきます。

No.	項目	該当箇所	ご質問	回答
10	要綱	第5章2 (1) ト	市場供出義務について、需給ひっ迫していなければ指示は発信されないという理解でよいか。	第15回制度設計・監視専門会合において、発動基準は、「前々日夕方、前日夕方又は当日朝の段階で、広域予備率5%を下回ることが見込まれるときに発動指令を行う。」と整理されており、原則として、広域予備率5%を下回る（の見込み）の場合にのみ市場供出義務を伴う指示を行うこととなります。 なお、広域予備率5%を下回る（の見込み）に伴う指示にもとづく市場供出以外の、市場供出を含む契約設備の運用方針についても（市場供出等による利益の分配を含め）、事前に協議をさせていただきます。
11	要綱	第5章2 (1) ト	ポジワットまたはネガポジで参加する場合のBG組成の在り方（非調整BG・調整BG）について、詳細を説明してほしい。	当社指令により、卸電力取引市場で契約電力全量が約定しなかった場合、約定しなかった残りの電力量は当社が調整力として受電することから、単独でバランスシンググループ（調整BG）を設定していただく必要があります。
12	要綱	第5章2 (1) ト、 第8章1 (3) 、 (8)	原則、市場への供出義務に基づき売り入札を行い、約定された場合は、「東京電力PGからの発動指令」という扱いになり、未達の場合は契約電力未達時割戻料金の算定対象になるが、一方で、BGの計画値に制約を及ぼす（=インバランス精算の対象になる）ということになる。未達の場合、契約電力未達時割戻料金と、インバランスが二重でかかるということか。	市場で約定した際にはBG計画に反映され、当該BG計画に未達の際にはインバランス料金が生じる（調整電源として扱うものではない）ものであります。なお市場から得られる収入をインバランス料金が上回った差額相当はご負担いただくことになりますが、これは通常の託送のルールに則ったものですので、未達時割戻料金とあわせて二重のペナルティと呼ぶかどうかは受け止めによるかと存じます。
13	要綱	第5章2 (1) リ	系統事故時の計画変更について、東京電力PGに責のあるトラブルの場合は、事業者が負担を負うことがないという理解でよいか。	本公募にもとづき市場で約定している場合も含め、発電設備のトラブルや系統制約等により発電計画を変更する必要が生じたときは、託送供給等約款に基づきすみやかに適正な値に変更していただきます。仮にやむを得ず計画変更をせず、実績が計画を下回った場合は、原則として託送供給等約款に基づき不足インバランスとして扱うこととなります。 なお、当社の責に帰すべき事由により本件公募の要件を満たす運転ができなかった場合には、契約電力未達時割戻料金の対象外となります。
14	要綱	第5章2 (1) ヲ、 第8章1 (12)	提供期間外である2026年6月および2026年9月19～9月末において供給力の提供が可能となる見通しがある場合には協議に応じるという要件があるが、応じた場合、提供期間である7月と8月だけでなく6月と9月にも供給力提供が義務付けられるということか。	2026年6月および2026年9月19日～末日における当社からの依頼に基づく供給力提供について、運用や精算（提供時のインセンティブ付与）の方法等を協議させていただくことを要件化しているものです。本要件により2026年6月および2026年9月19日～9月末日の供給力提供を義務付けているものではありません。
15	要綱	第5章2 (2) イ（口）	設備要件、運用要件を満たしていることを確認するための東京電力PGからの要請について規定しているが、電源II契約の運用実績がある電源も改めて性能試験を実施することになるのか。	当該規定は当社が必要と判断した場合に対応を求める趣旨であり、調整電源等としての実績があるなどにより、既に技術的信頼性を確認できている場合には、性能試験は省略することとなります。 なお、当社の求めに応じて性能試験等を実施する場合や、自ら試験等を提案・実施する場合の費用については応札者の負担となりますので、これを踏まえて入札を実施してください。
16	要綱	第7章2	東京電力PGが定める評価用単価の上限値は非公表のことだが、算定の基準や、目安を教えていただくことはできないのか。	非公表のため、回答できませんが、容量単価は第6章3 (1) のとおり、「合理的に想定可能な費用相当額（適正利潤を含む）」での入札をお願いいたします。

No.	項目	該当箇所	ご質問	回答
17	要綱	第8章1 (4) ハ	従量料金を契約協議時において月毎の精算に変更できるか。	「原則」として提供期間後の翌々月までに精算するものとしますが、各月精算要請を受けた場合は協議させていただきます。
18	要綱	第8章1 (8) ロ	契約電力未達時割戻料金の算定における係数について、容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1への変更をご検討いただけないか。	確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではないため、供給力提供の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。なお必要に応じ、リスクを見込んで応札容量や入札額を検討ください。
19	要綱	第8章1 (10) ロ	1日2回(原則として3時間以上の間隔をおく)の発動を前提とする場合、1回目の発動と2回目の発動でペースラインの種類の変更を検討いただきたい。理由として2回目の発動における当日調整を計算する期間(発動5時間前～2時間前)のうち発動5時間前～3時間前について1回目の発動時間と重なる恐れがあるため。	同日複数回発動における当日調整については、1回目と同一の対象時間帯を参照することを予め合意しておく等、お申出等踏まえ合理的に協議させていただきます。
20	契約書	第1条3	「提供期間外に、本条第2項に準じて供給力の提供を行なう場合」にはどういったケースが該当するのか。	2026年6月および2026年9月19日～末日に、当社からの依頼に基づき供給力を提供いただける場合の運用方法や精算(提供時のインセンティブ付与)方法の細目については、本契約書(ひな型)には記載しておらず、契約段階で甲乙間で定めることを表しております。
21	契約書	第16条2	【契約未達時割戻料金の算定式】 契約電力未達時割戻料金 $= (30分単位のコマ数 (1コマ) \times 未達度合い合計) / (\text{発動回数} \times 3時間 \times 2コマ) \times \text{容量価格} \times 1.5$ 連続5時間の発動だった場合は、3時間ではなく5時間になるのか。	契約書(ひな型)は冒頭の留意事項に記載しておりますとおり、1日2回×3時間の運転を前提にしておりますので、1日1回×5時間の運転を前提とする場合には、当該算式上の分母も1日1回×5時間の運転前提に変わります。
22	その他	その他	現在、JEPX会員ではなく、他社に手数料を支払ってJEPX入札代行手続きをしていただいている。この仕組みでも要件を満たせるという認識でよいか。	卸電力取引市場への入札主体が落札者(契約者)と異なる場合であっても、当社と落札者(契約者)との間で、契約設備を用いた市場供出により得られる利益の還元に支障が生じないのであれば問題ございません。
23	要綱	その他	本公募にて落札した契約電源の発動と2027年度向け容量市場の実効性テストが重複した場合の扱いはどうになるか。	追加供給力に関する指令を行った後、その対象コマに対して実効性テスト指令を行うことはありません。一方、実効性テスト指令を行った後の追加供給力に関する指令については、実施有無含め、契約協議段階で別途協議させていただく予定です。